

憲法改正特集号

LIBERAL&DEMOCRATIC

自由民主

発行所
自由民主党本部
郵便番号 100-8910
東京都千代田区永田町1-11-23
電話 東京 03 (3581) 6211 (代表)
定価 1部 108円 (税込み)
<毎週火曜日発行>



自由民主党ホームページ URL <http://www.jimin.jp/>

今こそ憲法改正を!

「自衛隊」を憲法に明記しよう!!

憲法改正県民会議を結成し県民運動を展開

自民党県連幹事長 憲法改正推進本部長 吉井 和視



現行日本国憲法の改正は、自民党の立党の精神であり、普通の独立国家を目指すものであります。特に最近の日本の周辺地域の安全保障環境は、緊張感を増しております。又、国内では大規模な災害が発生しております。

そんなとき、日本及び国民を守るため、自衛隊の存在は重要欠くことの出来ない存在であるため、憲法に存在を明記することが必要であります。自民党は、憲法改正推進本部を設置し、憲法改正に向けた国民運動に取り組みます。

元陸上自衛官 和歌山県議会議員 秋月 史成



現在、自衛隊の支持率は9割を超えております。私が現職の自衛官だった頃は今ほど高い支持率を保持していませんでした。時代は移り変り現在、国民の揺るぎない信頼を勝ち得ている自衛隊の存在を今こそ憲法に明確に明記することが必要です。

和歌山県看護連盟会長 松浦 三代



「国民の生命・自由・幸福追求の権利」を守るため、犯罪からはもちろん、外国からの武力攻撃を排除するには、自衛権の行使が必要です。また、大きな災害発生時、いち早く被災地に出向き、救援活動をしてくれるのが自衛隊です。これから発生が予測されている南海トラフ地震でも、必ず、一番に駆けつけ、人命救助や緊急物資の搬送をしてくれるのが自衛隊です。この活動を理解し憲法に明記すべきだと思います。

憲法9条には、1項と2項があります。1項の平和主義は堅持し、2項では自衛隊の憲法上の規定を明記しましょう!

- 1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



憲法改正県民会議代表
衆議院議員

門 博文

〒640-8045 和歌山市ト半町35
TEL.073-431-3441 FAX.073-431-4109